明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○宮内庁組織令の一部を改正する政令（一九九）　三
○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（二〇〇）　四
○統計法施行令の一部を改正する政令（二〇一）　四
○民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令（二〇二）　五
○平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（二〇三）　六
○地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二〇四）　六
○地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二〇五）　六
○原子力損害の賠償に関する法律施行令及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令の一部を改正する政令（二〇六）　八
○船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二〇七）　八
○船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二〇八）　八
○医療法施行令等の一部を改正する政令（二〇九）　九
〔府　令〕
○カジノ管理委員会事務局組織規則（内閣府四九）　一〇
〔省　令〕
○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（総務六九）　一二
〔告　示〕
○電気通信番号計画の一部を変更する件（総務三〇四）　一三
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（経済産業一五一）　一六
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正する件（同一五二）　一六
○火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示（同一五三）　二〇
○国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の一部を改正する件（国土交通九五二）　二二
○水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境三八）　二三
○水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（同三九）　二三
〔官庁報告〕
令和元年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　二四
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分関係　二九
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
国立研究開発法人水産研究・教育機構平成三十事業年度財務諸表関係　五五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　八〇
会社その他
会社決算公告　八二

本号で公布された法令のあらまし

◇宮内庁組織令の一部を改正する政令（政令第一九九号）（宮内庁）

1　長官官房に、参事官一人を増置することとした。（第三条関係）

2　この政令は、令和二年一月一日から施行することとした。

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第二〇〇号）（内閣官房）

1　首里城の早期復元を図る体制及び三の丸尚蔵館の収蔵品の貸出しを促進する体制を強化するため、内閣府及び宮内庁の職員の定員を改正することとした。

2　この政令は、令和二年一月一日から施行することとした。

◇統計法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇一号）（総務省）

1　別表第二の六の項に規定する医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることを目的とする基幹統計、同表の七の項に規定する鉱工業生産の動態を明らかにすることを目的とする基幹統計及び同表の八の項に規定する商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにすることを目的とする基幹統計の調査方法の変更に伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定について所要の改正を行うこととした。（別表第二関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令（政令第二〇二号）（国土交通省）

一　都市再開発法施行令の一部改正関係

国土交通大臣等の認可を要しない権利変換計画の変更、縦覧手続を要しない権利変換計画の修正又は変更及び審査委員の同意又は市街地再